

◆スポ少ベンチ入り有資格者

指導者	スポーツ少年団の 理念を学んだ者(*2)	JSPOコーチ1	スポ少指導者登録
監督	○	○(*1)	○
コーチ	-	○(*1)	○
マネージャー	-	-	-

(*1)：監督、コーチのどちらか一方がJSPO公認バレーボールコーチ若しくはスタートコーチ（バレーボール）いずれかの有資格者である事

(*2)：下表の通り[出典：2-1 登録業務概要.pdf]

〔「スポーツ少年団の理念を学んだ者」に該当する指導者〕

- ① 令和元（2019）年度スポーツ少年団登録において認定育成員資格保有者であった者
- ② 令和元（2019）年度スポーツ少年団登録において認定員資格保有者であった者
- ③ JSPO 公認スタートコーチ（スポーツ少年団）資格保有者
- ④ 前年度 JSPO 公認スタートコーチ（スポーツ少年団）資格養成講習会受講修了者
- ⑤ 令和元（2019）年度以前にシニア・リーダー資格を認定され、現在も保有している者
(※⑤については、令和5（2023）年度スポーツ少年団登録までの移行措置)

◆再掲(スポ少団登録)

(2) スポーツ少年団登録規程施行細則（一部抜粋）

第2条 スポーツ少年団登録規程第3条に関しては次の通りとする。

3. 単位スポーツ少年団は、原則として別表に定めるとおり、団員10名以上と指導者2名以上で構成される。また、20歳以上の指導者、役員およびスタッフのうち計2名以上の登録を必須とする。
4. 前項における指導者は、少なくともその2名以上をスポーツ少年団の理念を学んだ者〔令和元（2019）年度にスポーツ少年団認定育成員・認定員の資格を保有していた者またはスタートコーチ（スポーツ少年団）資格保有者〕としなければならない。

< 中略 >

附則17

2. 第2条第4項は、令和4年度に限り全ての更新登録単位スポーツ少年団において、これを適用しない（「スポーツ少年団の理念を学んだ指導者」が1名以下でも更新登録することを可能とする）。ただし、次の(1)または(2)を満たす必要がある。

(1) スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者が1名の場合

この1名を除いた指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも1名が、令和4年度までにスタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の受講を修了すること。

(2) スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者がいない(0名)の場合

指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも計2名が、令和4年度にスタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の受講を修了すること。

※各種規程の全文は公益財団法人日本スポーツ協会ホームページをご参照ください。

URL：<https://www.japan-sports.or.jp/club/tabid302.html>（公益財団法人日本スポーツ協会ホームページ）

**スポーツリーダー（旧認定員）は、移行期間内毎年登録がないと資格が消失します。
コーチングアシスタントへの移行手続きは、年に2回(5・11月締め)。最終は令和6年5月申請。**

**本人手続きのため、“日本スポーツ協会HP指導者マイページ”から申請・手続きを行ってください。
(登録手数料3,000円・登録料10,000円(4年間有効))**

マイページ → 資格を取得する → 免除申請 → コーチングアシスタント